

生命傷害共済制度 改定のご案内

拝啓 日頃より、愛媛県火災共済協同組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 この度、令和3年10月以降満期月を迎える契約について、生命傷害共済制度の改定を実施いたします。
 改定は、下記の通り**保障の拡充**となっておりますので、改定内容をご確認いただきますとともに、引き続き
 ご契約を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
 詳細につきましては、**ご契約のしおり(生命傷害共済普通共済約款)**を同封しておりますが、ご不明な点など
 ございましたら当組合または代理所へご連絡ください。 敬具

主な改定の概要

✓ 入通院支払方法の変更

改定前	生命傷害共済・傷害共済	▶	入院・通院1日目 からお支払い ※ 免責日数の廃止
	● 治療期間が7日以上の場合に1日目からお支払い		
改定後	新特約生命傷害・新特約傷害共済	▶	
	● 入院5日以上の場合に1日目からお支払い		

✓ 傷害手術共済金の新設

傷害により手術をした場合に 傷害手術共済金をお支払いいたします。	▶	●入院して手術をした場合 「 傷害入院日額の10倍 」 ●外来により手術をした場合 「 傷害入院日額の 5倍 」
-------------------------------------	---	---

改定の実施時期

■ 令和3年10月1日以降満期月を迎えるご加入者ごとに順次改定いたします。

ご加入者ごとに満期月が異なる場合がございますのでご注意ください。

満期月の確認方法について

同封しております「生命傷害共済ご契約内容のお知らせ」をご参照ください。

- 満期月 ⇒ 「共済期間開始日」をご確認ください。

(例) 共済期間開始日に平成17年12月1日と記載されている場合 ⇒ 令和3年12月1日より改定

共済の種類ごとの改定の詳細

■ 生命傷害共済

<input type="checkbox"/> 生命傷害共済	● 掛金の改定 (掛金の引下げ)	● 傷害手術共済金の新設
	● 傷害入院共済金日額の増額	● 通院共済金日額の増額 (1,000万円コースのみ)

■ 傷害共済

<input type="checkbox"/> 傷害共済200万円以下のコース	<input type="checkbox"/> 傷害共済300万円以上のコース
● 傷害入院共済金日額の増額	● 傷害入院共済金日額の増額
	● 傷害手術共済金の新設

■ 新特約生命傷害・新特約傷害共済

<input type="checkbox"/> 新特約生命傷害共済	<input type="checkbox"/> 新特約傷害共済
● 傷害入院共済金日額の増額	● 傷害手術共済金の新設
● 傷害手術共済金の新設	